

# 呂氏春秋節喪篇と安死篇について

河崎孝治

## 序

墨家の戰國末期に於ける活動を明かにする上から看過出来ないのは呂氏春秋であるが、其の中の墨家思想については未だ十分に検討されて來たとはいひ難いやうに思はれる。

孟冬紀の節喪・安死の二篇もその例である。この二篇について、從來多くの學者はその篇名の故を以て、或ひは其の内容が葬を節すべしとする事を以て安易に墨家思想によるものとされて來た觀がある。又この二篇を儒家でも墨家でもない第三者的立場に依據したものといふ見解も提出されではあるが、未だ墨家の思想によるとする立場が多い様に思はれる。然し二篇を檢討してみるとこれらの考へには問題が多く、再検討の餘地なしとしない。

い爲に節葬にすべきだとするのである。そして、それが死者にとつて便だといふ。安死篇では、生は一瞬で死は無窮であるから無窮を以て死者の慮を爲すべきであるといひ、これを受けて發かれると必ず辱められる、儉であれば發かれることはない。故に孝子忠臣親父交友は心すべきで、發かれまいようにする爲に儉節であるべきだといふ。發かれる結果として辱められるといふのである。この安死篇では、動かされることについては直接語らないが、盜掘者によつて副葬品が略奪されることをいふから、やはり動かされることも含んだものと考へてよい。節喪篇は發くことの結果が動かすことになるとし、安死篇は發かれる結果辱められるとする。共に死者の爲には厚葬をすべきではないといふ思想で貫かれてゐてこの二篇は同じ主張者によつて書かれたものと見做される。

それでは、厚葬とは如何なるものであらうか。同じく厚葬とはいつても、夫々主張する立場によつてその程度には相違がある。その規準となるのは、各家の定めるところの葬法に基くことである。その法については、後に述べることにして、先づ呂氏春秋の節喪・安死二篇の厚葬とするところについて見てみよう。節喪篇では、

含珠鱗施、夫玩好貨寶、鐘鼎壺濫、翬馬衣被、戈劍、不可勝其

數。諸養生之具、無不從者、題湊之室、棺椁數襲、積石積炭、以環其外。

世俗之行喪、載之以大輜、羽旄旌旗如雲、僂翫以督之、珠玉以備之、黼黻文章以飭之。引繩者左右萬人、以行之、以軍制立之、然後可。

以此觀世、則美矣侈矣。

と。以上が厚葬とされ、侈とされるところであるが、これらは埋葬時に於ける問題が主であつて、儒家のいふ始死から殯までの行為ではたゞ飯含の結果としての含珠が見えるだけで、その他は含まれてゐない。安死篇では、

世之爲丘壘也、其高大若山、其樹之若林、其設闕庭、爲宮室、造賓阼也、若都邑。左傳成公二年條には、

次に、呂氏春秋以外で厚葬とされるものをあげてみよう。

左傳成公二年條には、

宋文公卒。始厚葬。用蜃炭、益車馬。始用殉。重器備、椁有四阿、棺有輪檜。

とある。濕氣を擲ぐ爲には木炭を用ひるのが常であつたらしいが、更に大蛤の焼いて灰にしたものを用ひ、車馬を從來より益し、始めて殉を用ひ、明器を一物多品にし、棺椁に飾をほどこしたのを厚葬として特に記録してゐる。してみると、當時の葬は後世のものに比較して可成り質素であつたらしい。

荀子正論篇には、

雖珠玉滿體、文繡充積、黃金充樽、加之以丹研、重之以曾青、犀象以爲樹、琅玕・龍茲・華觀以爲實、人猶且莫之扣也。

とあり、呂氏春秋節喪篇の厚葬と餘り異なるところがない。又、墨子節葬篇には、

子墨子言曰、然則姑嘗稽之、今雖母法執厚葬久喪者言、以爲事平國家、此存乎王公大人有喪者曰、棺椁必重、葬埋必厚、衣衾必多、文繡必繁、丘墮必巨。存乎匹夫賤人死者、殆竭家室。乎諸侯死者、虛車府、然後金玉珠璣比乎身、綸組節約、車馬藏乎擴。又必多爲屋幕・鼎鼓・几梴・壺澑・戈劍・羽旄・齒革・寢而埋之。滿意。曰天子殺殉、衆者數百、寡者數十。將軍大夫殺殉、衆者數十、寡者數人。

今王公大人之爲葬埋、則異於此。必大棺中棺、革闋三操。璧玉卽具。戈劍・鼎鼓・壺澑・文繡・素練・大駛萬領。輿馬・女樂皆具。曰必捶塚差通、龍雖凡山陵。と。これは墨家が厚葬者に對して敵意を以て記したとも思はれる程のものであるが、前引の荀子や呂氏春秋と較べて相違するのは既に左傳には見えたが殉をいふこと位であらう。

次には厚葬といふべきものゝ例をあげよう。

齊の桓公の墳について齊世家は括地志に

一所二墳。晉永嘉末人發之。初得版、次得水銀池。有氣不得入。經數日、乃率犬入中、得金鑄數十薄、珠襦・玉匣・綸綵・軍器。不可勝數。又以人殉葬、骸骨狼藉也。

とあるを引く。

吳世家注引越絕書によれば、閨廬の冢は

閨廬冢……下池廣六十步、水深一丈五尺、桐棺三重、瀝池六尺、玉鳧之流、扁諸之劍三千、方貞之口三千、磬郢魚腸之劍在焉。卒十餘萬人治之。取土臨湖葬之、三日白虎居其上。

と見える。

秦の始皇の陵について始皇本紀には、

九月葬始皇酈山。始皇初卽位、穿治酈山。及并天下、天下徒送詔七十餘萬人、穿三泉、下銅而致椁、宮觀百官、奇器珍怪、徙臧滿之、令匠作機弩矢、有所穿近者、輒射之、以水銀爲百川江河大海、機相灌輸、上具天文、下具地理、以人魚膏爲燭、度不滅者久之、  
があり、裴駰注引皇覽には、その墳の高さは五十餘丈周囲は五里餘であつたといふ。

又長陵について高祖本紀注には、皇甫謐の言として、「長陵山東西、廣百二十步、高十三丈」といひ、陽陵について孝景本紀には、「方百二十步、高十四丈」といふ。

晉書索綸傳には、建興中に漢の文帝・宣帝の陵である霸・杜二陵を尹桓・解武等の率ゐる三秦の數千家が盜發し、莫大な珍寶を獲た、そこで帝が漢陵中に物の多い理由を尋ねたが、それに對へて曰ふには

漢天子卽位一年而爲陵。天下貢賦三分之一供宗廟、一供賓客、一充山陵。武帝享年久長、比廟而茂陵不復容物、其樹皆已可拱。赤眉取陵中物、不能減半、於今猶有朽帛委積、珠玉未盡。此二陵是儉者耳、亦百世之誠。

と見える。これによれば、茂陵中の財寶が如何に莫大なものであつたかわかる（漢書貢禹傳には、「武帝が亡くなつた時、「妾多臧金錢財物、鳥獸魚鱉、牛馬虎豹、生禽凡百九十物盡壅臧之」と見える）。それに比して霸・杜の二陵は儉であつたといひ、又史記孝文紀でも「文帝治霸陵、皆以瓦器、不得以金銀銅錫爲飾、不治墳」（漢書文帝紀略同じ）といひ、劉向も孝文の薄葬を以て後王の則と爲すべきだとするが、それは顧炎武が「史策所書未必皆爲實錄也」といひ、日知錄引

梁氏が「事祕莫知、史不得錄耳」といふ如くであらう。もしさうだとすれば、陵中に如何に莫大な財寶が藏されてゐたか推測出来る。

又漢書霍光傳には

玉衣、便房黃腸題湊各一具、縱木外臧椁十五具、東園溫明。

とあり、注に「師古曰、漢儀注以玉爲繻、如鎧狀、連綴之以黃金爲縷、要已下玉爲札。長尺廣二寸半爲甲、下至足亦綴以黃金縷」といふ。これらの記事によると、漢代の厚葬とせらるべきものゝ一端が伺はれるであらう。

以上、呂氏春秋を挿んで春秋から前漢にかけての厚葬といふべきもの、或ひは大規模な家墓の例を擧げたのであるが、それによると呂氏春秋の節喪・安死二篇に見える厚葬が空論では無く、當時の世俗の厚葬の様を寫したものか、或ひはそれに近いものであると考へることが出来る。

ところで、新中國では全土に亘つて數萬の古墓が發見され、その中數千のものが發掘されてゐる。そして多くの研究報告がなされており、それら發掘による出土物もいくらかは見ることが出来るやうになつて來た。その中で、今問題としてゐる戰國末にも近く、しかも最も完全な形で出土したのは一九六八年六月から八月にかけて河北省滿城西郊の陵山で發見された西歴紀元前一一年の中山靖王劉勝とその妻竇綰の墓であらう。墓は岩山を穿つて作られており、その中の副葬品には金縷玉衣、大量の青銅器、又各種の鐵器、金銀器、玉器、漆器、陶器など二八〇〇點餘があつた。それらの品と量とは、當時の技術水準の高さを示し、又劉勝の財力をも示すと共に、厚葬が如何なるものであつたかを示して餘り有る。又一九七四年五月には、陝西省臨潼縣

の秦始皇陵の東側で大規模な陶俑坑が發見された。その極く一部を試掘した結果、木造建築物の東端に多數の高さ一七八センチと一八七センチの武人陶俑と戰車を引く實物大に近い陶馬二十四匹が發掘されたし、<sup>(6)</sup>湖北省江陵の楚墓からは越王勾踐の銅劍も發掘されてゐる。<sup>(7)</sup>これらは、新中國で發掘されたものゝ極一部に過ぎないのであるが、この他現在我々が知り得る發掘品だけを見ても戰國から秦漢にかけての副葬品には金器・銀器・銅器・鐵器・青銅器・玉器・漆器・ガラス器等がある。この様な出土品によると戰國末の呂氏春秋の節喪・安死二篇の厚葬とするものが現實味を帶びて來るのであつて、その主張は必ずや現實を踏へたものであつたに違ひないであらう。

それでは、節喪・安死の二篇はどの様に節せよといふのであらうか。前述の侈としたところは當然改めるべきことであるが、具體的にどの程度のものにすべきだとするのかについて次の様にいふ。

葬不可不藏也……凡葬必於高陵之上、以避狐狸之患水泉之濕。此則善矣。……狐狸水泉蓋邪盜賊寇亂之患、此朴之大者也。慈親孝子避之者、得葬之情矣。善棺椁、所以避蠭蟻蛇蟲也。(節喪)

とし、

世之爲丘壘也、其高大若山、其樹之若林、其設闕庭、爲宮室、造賓阼也若都邑……以此爲死、則不可也。(安死)

といふ。莊大なる地上の造作物は、あたかも財物の存在を示すやうなもので必ず掘られるから山林に合し、阪隣に葬れば阪隣に合すべきだ(安死)といふ。こゝで隣は隣地のことであるが、節喪篇では、葬は必ず高陵之上に於てし、狐狸水泉の患なき位に掘るといへば、水を嫌つたことは確であつて、隣地に葬ることはないであらう。してみると、この隣は阪に對して用ひられたもので、その意味すると

ころは大墓の如き地上の造作物は之を廢し、地形に合せて目立たないやうにせよといふのである。そして埋葬するには蠭蟻蛇蟲を避けるためにも棺椁の使用は認めてゐるのであり、これこそ死者の爲に慮ることであるとする。

## 二

次に儒家と墨家の葬法について、呂氏春秋の二篇の非難するものゝ中から含珠鱗施、棺椁、副葬品、丘壘を取上げ夫々について考へてみよう。

儒家の葬法については、三禮によつて其の姿が略把握出来る。「禮經の成立は戰國末も大分終りに近い頃で、あるいは秦に及んだかも知れない」とすれば、今呂氏春秋との關連に於いて儒家の葬禮説を見ようとする時、これを用ひれば十分である。

含珠について……儀禮士喪禮には含珠はなく、飯舍として

主人左飯米、實于右三、實一貝、左中亦如之。又實米唯盈。

と、貝米を用ひることをいふ。雜記下の「天子飯九貝、諸侯七、大夫

五、士三」の鄭注には、「此蓋夏時禮也。周禮、天子飯舍用玉」といひ、大戴禮などには天子の飯を珠、舍を玉とし、公羊傳文公五年には飯・舍を區別せず、天子は珠、諸侯は玉、大夫は璧、士は貝とする(白虎通扇葬篇同じ)。現存する儒家の經典には含珠と明記しないから、儒家の禮の中に含珠が規定されてゐたか否かは速斷出来ないが、この呂氏春秋の含珠は天子についてならばいひ得ることかも知れない。

鱗施について、高誘は「施玉於死者之體、如魚鱗也」と注する。死者の體を玉で魚鱗の如く飾ることについては、荀子正論篇に厚葬の例

として、「珠玉滿體」と見え、墨子節葬篇に「金玉珠璣比乎身」と見

えるし、一九六八年に發掘された中山靖王劉勝と妻竇綰の墓葬に見える金縷玉衣は以て鱗施に比すべきものとすることが出来るであらう。

してみると、戰國末の世俗の厚葬としては行はれたものであらう。然

し、儒家は葬の際にも明衣裳は布を用ひ、笄は柔、布巾（戸の顔を蔽ふもの）、掩は練帛、瑱は白續、幘目は緒で經の裏をつけ中に絮を入れ、握手は玄色で裏は緒、決は玉棘又は桺棘、續の極、冒（＝質と殺からなる）を帶で結び、爵弁服純衣・皮弁服・祿衣の三服、緒帶、軶

（＝韋の膝掛け）、竹笏、屨は夏は葛製冬は皮製等を用ひるが、棺

には貴重なものを少しく納めると主旨から、この葬の際には庶民は房

中に陳べるだけで用ひないで、小斂になつて用ひるのである、魚鱗の如く飾ることについては經典には見えない。典瑞には、「駢圭璋・璧

琮・琥璜之渠眉、疏璧琮以斂戸」とあり、鄭注に「玄謂以斂戸者、於

大斂焉加之也……渠眉玉飾之溝瑑也。以組穿聯六玉溝瑑之中以斂戸。

圭在左、璋在首、琥在右、璜在足、璧在背、琮在腹。蓋取象方明神

之。疏璧琮者通於天地」とあつて、大斂には六玉を以て戸の周圍に置くとするが、魚鱗といふには程遠い様に思はれる。

屍と共に葬られる副葬品は、既夕禮によれば、  
器西南上續、茵、苞二、筍三黍・稷・麥、繩三醯・醢・屑、幕用疏  
布。纈二醴・酒、幕用功布。皆木柵、久之。用器弓矢・來耜・兩敦・  
兩杼・繩匣、匣實于槧中、南流。無祭器。有燕樂器可也。役器甲・  
胄・干・筈。燕器杖・笠・翫。

とある。これらは、壙につくと

至于壙、陳器于道東西北上……乃斂……贈用制幣玄纈束……藏器於  
旁、加見、藏苞・筈於旁。加折卻之、加抗席覆之、加抗木。實士

三五。  
の如く柩の旁に藏めるのである。藏めるところの器は、鄭注によれば用器・役器とするが、胡培翬は用器以下で、樂器・燕器も其の中に入りとする。苞は糞の羊・豕の肉裏、筈は畚種の類で蒲器、繩は瓦器、纈は瓦器で酒器、弓矢から樂匣までは皆生時常用の器であるが、壙に入れる弓矢については、記に「弓矢之新、沽功」とあり、弓矢以外もこれと同様新調のものではあつても實際用ひるものではないから粗末な作りのものといひ、周禮司弓矢には、「大喪共明弓矢」とあつて、大喪にも用ひられる。燕樂器は賓と燕飲するに樂を用ひるの器、役器は皆師役の器で生時師役に用ひるの器。甲は古は革で後世には加ふるに金を以てし、胄は古は革を用ひ後には鐵を用ひ、干は革を用ひ、筈は矢箙で獸皮で爲られたもの。燕器の筈は竹の皮製の筈、翪は扇である。この様に見て來ると、明器とされるものは殆んど實用の範圍を超へるものはなく、役器や樂器を除けば貨財として盜掘の対象になる様に高價なものであつたか疑問であり、弓矢以下の用器の如きは沽功の故に實用にさへ堪へないものである。又、既夕禮鄭注には、「大夫以上、兼用鬼器人器也」といふ。又、周禮校人には、「大喪飾遣車之馬、及葬埋之」とあるが、この馬は眞馬ではなく、草を束ねて作られたものである。そしてこれらは、喪大記に「棺椁之間、君容祝、大夫容壻、士容纈」といひ、雜記上に「纈・纈・筈・衡、實見間」とあり、鄭注に「實見間、藏於見外椁内也」とあるから、棺椁の間に入れたと見られるが、椁の長さは六尺又は六尺以下といひ、棺の長さはいはないものの、體形に合はせたであらうから棺椁の間には餘り空隙がない。唯、贈用制幣玄纈束といふのを教繼公・蔡德晉・盛世佐などは、主人が幣を以て死者に壙中に贈るものとするが、壙中の位置は不明であ

る。假に、これを壙中に入れるにしても、呂氏春秋の副葬とは相當な開きがある。

棺について、檀弓上には

天子之棺四重。水兕革棺、被之其厚三寸。柤棺一、梓棺二、四者皆周。棺束縮二衡三、衽每束一。柏椁。以端、長六尺。  
といひ、その鄭注に「諸公三重、諸侯再重、大夫一重、士不重」といふ。棺の厚さについては、「君大棺八寸、屬六寸、槨四寸。上大夫大棺八寸、屬六寸。下大夫大棺六寸、屬四寸。士棺六寸」といひ、その鄭注に「上公革棺不被、三重也。諸侯無革棺、再重。大夫無槨、一重也。士無屬、不重也。庶人之棺四寸」と見える。棺には蓋や裏貼りがあり、君・大夫・士によつて相違がある。そして君は位に即くと槨を爲り、年に一度漆を塗るのである。

椁については、喪大記に

君松椁、大夫柏椁、士雜木椁。

とあり、鄭注に「椁謂周棺者也。天子柏椁、以端、長六尺。夫子制於中都、使庶人之椁五寸、五寸謂端方也。此謂尊者用大材、卑者用小材耳。天子・諸侯・卿・大夫・士・庶人六等。其椁長自六尺而下、其方自五寸而上、未聞其差所定也。杭木之厚、蓋與椁方齊。天子五重、上公四重、諸侯三重、大夫再重、士一重」といふ。又、檀弓上には、有子の言として「夫子制於中都、四寸槨、五寸椁」とあり、鄭注に「孔子爲民作此制」といふが、閻師には「凡庶民……不樹者無椁」とあり、鄭注に「皆所以恥不勉」といふのによると、庶人が椁の使用を禁じられる場合もあるとする。この様にみると、棺椁數襲は儒家の主張にもあるが、題湊の室を設けることは禮制には見えない。大喪の場合には不明であるが、断片的に見える大喪の禮からしてもそれを設けるこ

とを主張した様には考へられない。

<sup>イハシ</sup> 葬紀、辨衣裳、審棺椁之薄厚、塋丘墳之大小高卑厚薄之度、貴賤之等級。

とあるから身分の上下によつて葬具や塋丘墳に差のあつたことがわかる。周禮家人には、「以爵等爲丘封之度與其樹數」とあつて爵位の等級によつて判別したとする。檀弓上には、孔子が父母を合葬して「吾聞之、古也墓而不墳、今丘也東西南北之人也。不可以弗識也。於是封之、崇四尺」と、古は墳しなかつたが今は流浪の身であるから目印に四尺の封をしたと曰ひ、鄭注には「聚土曰封、封之周禮也。周禮曰、以爵等爲丘封之度。崇高也。高四尺、蓋周之土制」と見え、封するのが周禮で、その高さが四尺であるのは士の制であらうとする。盛世佐（儀禮集編）は、既夕禮の「實土三」を解するに當り、前引鄭注に見える周禮家の文を擧げた後、天子の墓は一丈、諸侯は八尺、其次は二尺づゝの差で降るとする説を引く。檀弓鄭注で封の高さが四尺であるのは周の士の制であらうとするのは、周禮家の賈疏引春秋緯が「天子墳高三刃、樹以松、諸侯半之、樹以柏、大夫八尺、樹以欒草、士四尺、樹以槐、庶人無墳、樹以楊柳」と、士の制を四尺とするのと合致する。又檀弓下には、「孔子曰、延陵季子、吳之習於禮者也。往而觀其葬焉。其坎深不至於泉、其斂以時服。既葬而封。廣輪掩坎、其高可隱也……孔子曰、延陵季子之於禮也、其合矣乎」とあり、封の高さについて鄭注には、「示節也。輪從也、隱據也。低可手據。謂高四尺所」とし、墓穴の深さも泉に至らないのを禮に合するとする。更に是故衣足以飾身、棺周於衣、椁周於棺、土周於椁、反壤樹之哉」と見

える。これは國子高が、古の薄葬を重んじて今の厚葬の風を非とし、薄葬ならば人が發見し難いが厚葬では藏の本意に反するのではないかとしてゐるのであつて、儒家としては本來封樹することを出来るだけ控へようとする考を有してゐたと見られるのである。してみると、士の墳は墨家の「壘足以期其所、則止矣」といふのと大した差は無い様である。たゞ天子以下大夫迄の墳は明かではないが、もし周禮家人賈疏引春秋緯の如くであつたとすれば、天子は三刃であり、家人鄭注引漢律に「列侯墳高四丈、關内侯以下至庶人各有差」といふ如くであれば、列侯が四丈であるから更に高いものであつたことになる。然しこれが廣大なる自然の中に於いてのものであれば大して大きなものとも見えぬのではないか。呂氏春秋のいふ目立たぬ様にするといふのがどれ位のものか甚だ主觀的なもので解り難いが、厚葬として擧げる「爲丘壘也、其高大若山」といふのや、前に擧げた大墓に比べると比較にならぬ大きさであらう。その上、儒家の經典には、闕庭を設け、宮室を爲り、賓阼を造ることは見えないのである。

以上が儒家の葬制の大略であるが、その禮も「子思曰、吾何愾哉。吾聞之、有其禮、無其財、君子弗行也。有其禮、有其財、無其時、君子弗行也」（檀弓上）とあつて、財と時とを得なければならなかつた。孟子梁惠王下には孟子の母親の喪の棺椁衣衾が父親の時のそれを踰へたと批評されたのに對して、樂正子が「非所謂踰也、貧富不同也」といつてゐるのによると、葬の厚薄は貧富の差によつて同じではなかつたことを示してゐる。又檀弓上には「子游問喪具、夫子曰、稱家之有亡。子游曰、有無惡乎齊。夫子曰、有母過禮。苟亡矣、斂首足形、還葬。縣桓而封。人豈有非之者哉」とも見え、財が有つても人情にまかせて禮を踰えるやうなことは出來ず、財が無ければ出來るだけ禮に則

るよう努めし、それなりの埋葬を行なへばよいとする。これは先王の制禮の意圖とも合致する。從つて桓司馬が石椁を爲らうとしたのを孔子は「靡也」とその奢侈を非難したのである。

次に墨家の葬法について見よう。

「墨子」の節葬篇は節用論の一環として説かれたもので、現存するのは下篇のみであるが、この篇では葬・喪を分説する。これは兼愛下篇が兼・別、非攻下篇が攻・誅と分析的になつてゐて、それがいづれも上・中篇を受けて説かれたものであることによつて、この節葬下篇も闕けたといはれる上中篇を受けてゐると考へることが出来るから、その内容も墨家が説いた節葬の内容を略盡してゐると見て大きな過りはないであらう。

墨家の説く葬埋之法は次の如くである。

子墨子制爲葬埋之法曰、棺三寸足以朽骨、衣三領足以朽肉。掘地之深、下無菹漏、氣無發洩於上、壘足以期其所、則止矣。

これは同じ節葬篇に見える古聖王の制爲した葬埋之法と類似するが、この墨子の葬埋之法には、呂氏春秋の節喪・安死二篇で問題にしてゐる含珠鱗施に相當するものは無い。棺椁について、この墨子の葬埋之法には重要な點が二つある。第一は、椁についていはぬことである。節葬下篇の古聖王の制爲した「葬埋之法」、節用中篇の聖王の制爲した「節葬之法」、韓非子顯學篇の「墨者之葬」にも椁は見えず、莊子天下篇には「桐棺三寸而無椁、以爲法式」と無椁であることを明言する。そして、棺が桐棺であること考へ併せると椁を用ひず無椁を主張してゐたと認めてよいであらう。第二は、桐棺を用ひることである。節葬下篇の墨子の「葬埋之法」、古聖王の「葬埋之法」、節用中篇の古聖王の「節葬之法」には桐字は無いが、節葬下篇の禹の葬には「桐棺

「三寸」とあり、韓非子顯學篇の「墨者之葬也、冬日冬服、夏日夏服、桐棺三寸」、荀子禮論篇の楊注の「墨子曰、桐棺三寸、葛以爲緘」、莊子天下篇の「桐棺三寸」等によると、孫詒讓もいふ如く「桐棺三寸」であらう。そして、古聖王が棺を重ねたとはいはず、一方では今の厚葬久喪を執る者の言に法つた王公大人が棺槨を必ず重ねることを非としてゐるのによると、桐棺は一重であつたと見なければならぬ。

副葬品について、墨子の葬埋之法にはそれが見えない。「衣三領」は節葬下篇の古聖王の葬埋之法に「足以覆惡」と醜惡なる死體を掩蔽する爲とするのによつて推すと、この墨子の葬埋之法の「足以朽肉」も死體に着せることを指してゐると見られるのである。又、副葬品は棺槨の間に置かれたと見られるから、槨を用ひない墨家としてはそれを用ひないのが當然のことであつたのかも知れない。

丘壘について……「氣無發洩於上、足以期其所、則止矣」といふのは、古聖王の葬埋之法に「上毋通臭、壘若參耕之畝、則止矣」とあり、堯の葬は「滿培無封。已葬而牛馬乘之」、舜の葬に「已葬而市人乘之」、禹の葬は「上毋通臭、既葬收餘壤其上。龍若參耕之畝、則止矣」とあるのを踏めてゐるが、その高さは死體の臭氣が外へ漏れない位で埋葬されてゐることがわかる目印程度、その幅は參耕之畝位とする。參耕之畝は孫注によれば三耦耕之畝とし其の廣さ三尺とする。これに對して渡邊氏は、呂氏春秋任地篇の記事を孫氏の計算法に合せるべく、參耕之畝は四尺八寸になるとされ、又最も單純に解釋すれば文字どうりに三人が並んで耕す場合の畝はばとみなすことが出来るとされる。高さ幅共に小さなものである。樹することや他の造作物は無いと見ることが妥當であらう。墨家はこの葬埋之法を身分の上下なく行はせようと主張したのである。

ところで、莊子列御寇篇には莊子の葬についての考へが次の如く見える。

莊子將死。弟子欲厚葬之。莊子曰、吾以天地爲棺槨、以日月爲連璧、星辰爲珠璣、萬物爲齋送。吾葬具豈不備邪。何以如此。

これは、莊子が超越的な立場から葬を説いたとされるものであるが、超越的な立場であればある程興味深い。それは、莊子が葬に於いて棺槨、連璧・珠璣といった玉の類、齋送といふ賜物の類があれば葬具としては備るとしてゐることである。超越的であつたといはれながらも尙これだけを葬具とするのは、これが當時の一般的な葬具であつたと見做しても大して過りはないのではないか。

この様に見て來ると呂氏春秋の節喪・安死二篇に見える厚葬は、墨家の葬埋の法とかけ離れてゐることは勿論であるが、儒家の葬制からも遠い様に考へられる。又、實際に世俗間に行はれてゐた葬に比べれば、儒家の葬も薄葬といひ得やう。

### 三

呂氏春秋の節喪篇には、「題塗之室、棺槨數襲、積石積炭、以環其外」を厚葬として非難するが、「善棺槨、所以避蟻蠍蛇蟲」といふのによると、棺槨を廢止せよといふのではなく、蟻蠍蛇蟲を避ける上から葬埋には當然棺槨を整備し粗略にすべきではない。唯だ侈にすべきではないといふのである。棺槨使用の理由をこの様に考へるのは、死體が速かに朽ちて損壊するのを避ける爲に用ひられたことを意味する。周末頃には未だ腐敗の原因が明かでなかつたから、腐敗を防ぐ爲に色々のことが考へられた。儒家が大歎の際に熬を用ひるのを鄭玄は蚍蜉の「につくことのないやうにしたものと解し、吳廷華(儀禮疑義)

は熬を用ひて蚍蜉を聚めてをけば肆中に蟻はゐなくなつて「柩可免於蠹蝕」といひ、此れこそ禮の最善なるものとするのもその一つである。

死體の腐敗を避け保全をはからうとすることは、發かれることの無い様にすること、同根から出た考へ方であらう。

呂氏春秋の節喪・安死一篇を通じて見られるのは、死者の爲に發かれな、やうに葬を節すべきだとすることである。墓所を發かれることを恐れたことについては、左傳僖公二十八年の條に晉が曹を破るのに曹の墓地に布陣し、曹人が冢を發かれるのを恐れたことを利用した記事が見え、史記田單列傳には齊人田單が燕を破るのに反間を縱つて燕に齊の冢墓を掘り先人を僇させ、それによつて齊人が悲しんだ後怒つて戰意を燃したのを利用して終に燕を破つたことが見えるから、春秋戦國時代には一般的な考へであつたと見てよいであらう。節喪篇では動かすことゝ發くことゝが並べられるが、これは一連のことで後者が行はれて前者が行はれるのである。冢を發き死體を動かすことが、盜掘を目的として行はれる場合には、單に移動させるといふのではなく、死體の損傷や損壊をも引起すと見なければなるまい。死者の體に魚鱗の如く飾付けられ、或ひは口に含ませてある玉類等を盜るに玉には丁寧であつても死體を丁寧に扱ふことはないであらう。莊子外物篇には、次の様な話がある。

儒以詩禮發冢、大儒臚傳曰、東方作矣。事之何若。小儒曰、未解裙襦、口中冇珠。……接其鬢、墾其頤。儒以金椎控其頤、徐別其頬、無傷口中珠。

盜掘の様子を面白をかしく描寫してゐるが、見張を立て夜陰に乘じて發く時の様は恐らくこの様なものであつたらう。こゝでは、口中の珠を取る爲に實に巧みに、又丁寧に作業してゐるが、日が高く昇つたり

した場合には急ぐ餘りに死體を荒々しく取扱つたであらうこととは十分に考へられることである。とすれば、死體の損傷は當然起り得ることで、「以生人之心爲死者慮也、莫如無動」(節喪)といふのは、死體を損傷することなく保全すべきだとすることに重點があると思はれる。この様に見て來ると、この二篇は死體の損傷に對する嫌惡の情を根底として述べられたものと見て差し支へないであらうし、死體の損傷を悪む根底には死者の復生を冀求する觀念が存したことは既に論じられたところである。<sup>註四</sup>

ところで、儒家の棺椁の制については先にも觸れたが、これら棺椁を用ひるのは有子が夫子の中都に制した四寸棺五寸椁を評して「以斯知其不欲速朽也」といつてゐることによつて明かな如く、死體の腐朽を出来る限り阻止し、その保全につとめようとしたからであり、そこには復に示される様に死者の復生を冀求する觀念が横たはつてゐる。復について儀禮鄭注には、「復者有司招魂復魄也」(喪大記鄭注略同じ)といふ。招魂復魄といふのであれば死體は完全でなければならないであらう。然るに、墨家は椁を用ひないのであるから土が直接棺について棺は永く保たれることなく腐敗するであらうし、屍も亦その保全の期間が短期となつてしまふであらう。その上棺材には、その質が脆弱なが故に一般には不適とされてゐた桐を用ひ、しかも三寸と薄いことは屍の保全を一層悪くするであらう。だからこそ桐棺は刑餘者に用ひられ罰を示すものとされたのである。無椁・桐棺三寸は松柏等の朽ち難い木の樽を用ひた場合に比較して屍の保全は遙かに悪く、死體は早く朽ちることになるであらう。有椁と無椁との間には甚だしい相違があるのである。こゝには少くとも出來得る限り土に歸る時期を遲らせうといふ思想は見えないといつてよい。それどころか死體の早い腐朽

をも意に介してゐないと見られるのである。大取篇には「聖人之法、死亡親（謂親死而忘之。）爲天下也。厚親分也。以死亡之」と、人の子の本分は親に厚くすることであるが、死んだ以上は之を忘れて天下の爲にすると見える。このことは棺の使用の目的が儒家とは異つてゐたことであり、墨家の死者に對する考へが儒家とは根本的に異つてゐたことでもあらう。非儒篇には

其親死列尸弗斂。登屋窺井、挑鼠穴、探濂器、而求其人矣。以爲實在、則贊愚甚矣。如其亡也、必求焉僞亦大矣。

とある。これは儒家の復に對する非難であらう（儒家の經典に見える復には窺井、挑鼠穴、探濂器はない）。復は儀禮や禮記に見えるもので死者の魂を呼び戻して魄に反すことである。これは屍の保全をはかることゝ共に儒家の葬喪の禮を通じて流れる基本思想である。儒家は死者が再び生き反ると信じてゐたか否か明かではないが、喪大記鄭注に「復者庶其生也」とある様に生き反ることを冀求したことだけは確かである。然るに、復を愚かさもなければ僞の甚だしきものとする所には復を行つても死者が生き反ることは無いといふ確信が伺はれる。その様に確信すれば死體の保全には餘り意味が無いやうになつて來るであらう。

この様に見て來ると、呂氏春秋の節喪・安死二篇の死者に對する觀念は、墨家からは遠いものであつたといふことが出來る。そこで、次にこの二篇の中から幾つかの問題を取上げて考へて行かう。

安死篇には、魯の季孫の喪を孔子が弔した時、主人が魯の寶玉の璵璠を棺中に收めた。そこで、「孔子徑庭而趨、歷級而上曰、『以寶玉收、譬之猶暴骸中原也』。徑庭歷級非禮也。雖然以救過也」と見える。この記事は、左傳定公五年に「季平子……丙申卒于房。陽虎將以

掩璠斂。仲梁懷弗與」とあるのと關連するものであらう。左傳では、掩璠を斂めんとするのを阻止したのは仲梁懷となつてゐるが、安死篇では孔子がその役を果したことになつてゐる。而も禮の達人といはれた孔子が禮を犯してまでも死者に寶玉を用ひて盜掘を招き、それによつて骸を中原に暴すことになるといふ過ちを救ひ、君の安死を守つたとされて、孔子の行爲が高く評價されてゐる。禮の達人が禮を破つたことを非難するのではなく、屍の安置が如何に重視されるべきかを孔子に非禮を行はせることによつて示さうとしたものである。そして孔子は、掩璠を用ひる様な厚葬換言すれば盜掘を招くが如き厚葬は之を非としたとし、孔子を賞揚すると共に安死篇の主張が孔子の意にかなふものだとするのである。ところで、荀子正論篇には「太古薄葬……故不掘也。亂今厚葬飾棺、故掘也」といふ世俗の説を批判し、盜掘の原因は葬の厚薄にあるのではないかとするから、呂氏春秋二篇の立場とは明かに異つてゐる。

次に節喪篇には、「孝子之重其親也、慈親之愛其子也、痛於肌骨性也。所重所愛死而棄之溝壑、人之情不忍爲也。故有葬死之義」といふ。親子の情を性として捉へてゐるが、性をいふのは孟・荀である。現存「墨子」には所染篇と大取篇とに性字が見えるが、所染篇のは生字の誤（畢沅・孫詒讓）であり、大取篇に二つ見えるのは孫氏によれば「疑性並當作惟」といふ。これによると「墨子」には性字さへ使用されてゐないことになる。葬の起源をこの様に爲すに忍びざるの情とし、性に求めるのは、先天良心論に立つからであり孟子滕文公上に見える葬の起源説と同軌である。「墨子」の兼愛論に「我愛すれば彼も我愛する」といひ、一見墨家も性を善とする立場に立つてゐたかの如くに見えるが、これは性の認識によるといふより日常經驗から歸納さ

れた経験則と見るべきであらう。

#### 四

これ迄述べて來たのは大約次の如くである。呂氏春秋の節喪・安死の二篇は「死者のため」といふ思想で貫かれてゐて同じ思想を有する者によつて書かれたものであると見做し得る。そして、この二篇に見える厚葬は當時としては實際に行はれたものであるらしい。その様な

厚葬を儒家や墨家の葬法に比較すると墨家のものとかけ離れてゐることは勿論であるが儒家の葬制からも遠いものであるし、又實際に行はれてゐた厚葬に比べると儒家のものさへ薄葬といひ得る様に思はれる。次に、儒家には死者の復生を冀求する觀念があり、その爲に棺槨を用ひて死體の保全につとめたのであるが、墨家は死體の保全に餘り意を用ひてはゐない。一方、呂氏春秋の節喪篇では死者の爲に棺槨を用ひることを當然のこととしてをり、死體の保全を目指してゐることから死者の復生を冀求する觀念があると見られる。又、安死篇では孔子を賞揚し、盜掘を招くが如き厚葬は孔子も之を非としたとして薄葬を孔子の考へに立つものとし、節喪篇では葬の起源を忍びざるの情とし性に求めてゐること等を明かにして來た。

次に、少しく補説を加へて結びにしたい。「墨子」では葬は常に生者の經濟的利の觀點からのみ説かれてゐる。然し、呂氏春秋節喪篇では「苟便於死、則雖貧國勞民、若慈親孝子者之所不辭爲也」といつて、死者に便であれば生者に經濟的な不利をもたらすことであつても之を行ふといふのによると、當時盜掘が横行してゐたので死者の爲に止むを得ず薄葬を説いたものではあるまいか。死者に便ならばといふのは盜掘されなければの意味に解されるが、その様な條件付きではあ

つても死者の爲には慈親孝子として生者に不利なことを爲すも辭せずと云ふのは、墨家にはとうてい考へられない事であり、絶対に受容出来ない事であらう。孟子公孫丑下には、「君子不以天下儉其親」とあり天下の爲だからとて親の喪に儉約はしないものだといふ。死者を主とし、生者を後にする事は墨家とは正反対の立場である。

注(1) 宇野茂彦氏・呂氏春秋に於ける儒墨折衷の様相・東京文那學報第十六號。

(2) 竹添光鴻氏・左氏會箋。

(3) 孫詒讓は捶塚を疑當讀爲捶除とし、差通を疑當作差道とし、龍雖凡山陵爲句、大意蓋謂丘壘之高如山陵耳とする。

(4) 日知錄・厚葬。

(5) 藤田國雄氏・中華人民共和國古代青銅器展解説及び新中國の出土文物・北京外文出版社。

(6) 新中國の出土文物・北京外文出版社。

(7) 池田末利氏・儀禮國譯。

(8) 池田末利氏・儀禮國譯。

(9) 儀禮士喪禮。

(10) 池田末利氏前掲書。

(11) 池田末利氏・同書。

(12) 曲禮上に禮不踰節とある。

(13) 古聖王の制爲した葬埋之法には「古聖王制爲葬埋之法曰、棺三寸足以朽體、衣衾三領、足以覆惡。以及其葬也、下毋及泉、上毋通臭、葬若參耕之畝、則止矣」といふ。

(14) 渡邊卓氏・全釋漢文大系墨子。

15 デ・ホヤート、中國の基。  
16 デ・ホロー、中國宗教制度

（五）デ・ホヤート、中國の基。  
（六）デ・ホロー、中國宗教制度